

登録簿

届出番号	3	-	3	-	2	開始年月日	令和2年01月24日	変更年月日	令和7年07月15日
局コード	110	局名	デジタルサービス局			部コード	3	部名	デジタルサービス推進部
課コード	3	課名	つながる東京推進課						
同一の事務を所管する課									
保有個人情報を取り扱う事務の名称		TOKYO Data Highway 戦略推進協議会及び分科会等の運営事務							
保有個人情報を取り扱う事務の目的		「つながる東京」の早期実現に向け、「TOKYO Data Highway戦略推進協議会」及び「TOKYO Data Highway戦略推進協議会分科会」を設立し、様々な通信分野の有識者や団体・企業等で意見交換などを行い、今後の施策展開に反映する							
保有個人情報の対象者の範囲		協議会、分科会等の出席者及び傍聴者							
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況	家族状況等	社会生活等			その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻	☒ 職業 ☐ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☐ 口座情報 ☐ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合							
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*							
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号							
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*							
備考		・記録項目:「住所」については、委員に関してのみ収集する。 ・委託内容:日程調整を目的とする、出席者の出欠確認、出席者の所属や役職、経歴等の属性、氏名及び連絡先、交通手段を記載したリストの作成 ・令和5年4月1日組織改正に伴う開始 [*を付した項目について 具体的内容等を記載]							
事務を廃止した場合		廃止年月日:						文書保存期限:	